平成２６年（フ）第４０号
福島市飯坂町字槍町41番地の15　マ・メゾン103号、従前の住所福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下４番地
債務者　佐藤やす子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第３４４号
千葉市緑区おゆみ野南３丁目40番地１シュール305号
債務者　森田　　護
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４６９号
千葉市中央区大巌寺町91番地15　サンハイツ原島102号
債務者　藤田　昌男
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６７号
新潟県五泉市緑町６番３号
債務者　長谷川栄治
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６８号
新潟県五泉市緑町６番３号
債務者　長谷川栄子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８３号
新潟市中央区東万代町９番23号
債務者　中村　俊一
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３号
長野県茅野市宮川5460番地　小坂団地Ａ棟512号
債務者　伊藤　正史
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第５６号
長野県飯田市北方3817番地３　グリーンピア加美２Ｄ号
債務者　石田寿美子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第９９５号
名古屋市瑞穂区新開町24番12号　市営南新開荘１棟1002号
債務者　川口勝康こと　嚴　　胎虎
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７号
三重県津市垂水18番地71、前住所三重県津市渋見町544番地10
債務者　輪野　雅治
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８９号
三重県津市白塚町2824番地１
債務者　加藤　　恵
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５３号
兵庫県宝塚市平井山荘２番１号、前住所兵庫県宝塚市平井２丁目16番４号
債務者　理容ノビルこと　藤原　英和
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
兵庫県姫路市北今宿３丁目４番１号　Ｊハイツ Ａ202
債務者　藤原　　誠
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２４０号
兵庫県姫路市広畑区東新町１丁目19番地ヴィラ・アモン301号
債務者　山田　秀貴
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１６７号
奈良市右京２丁目３番地　平城第２団地18―405
債務者　本田　紀之
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１６８号
奈良市右京２丁目３番地　平城第２団地18―405
債務者　本田真美子
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
奈良地方裁判所